C_{21} ＝ 0.029
C_{22} ＝ 0.029
C_{23} ＝ 0.028
C_{24} ＝ 0.027
C_{25} ＝ 0.027
C_{26} ＝ 0.021
C_{27} ＝ 0.020
C_{28} ＝ 0.0010
C_{29} ＝ 0.0010
C_{30} ＝ 0.00094

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{14} ＝ 0.019
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.019
E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01597
E_{21} ＝ 0.019
E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.018
E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.014
E_{27} ＝ 0.013
E_{28} ＝ 0.0007
E_{29} ＝ 0.0007
E_{30} ＝ 0.00063

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供

C_{21} ＝ 0.029
C_{22} ＝ 0.029
C_{23} ＝ 0.028
C_{24} ＝ 0.027
C_{25} ＝ 0.022
C_{26} ＝ 0.021
C_{27} ＝ 0.002
C_{28} ＝ 0.0010
C_{29} ＝ 0.0010

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{14} ＝ 0.019
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.019
E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.019
E_{21} ＝ 0.019
E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.018
E_{25} ＝ 0.015
E_{26} ＝ 0.014
E_{27} ＝ 0.001
E_{28} ＝ 0.0007
E_{29} ＝ 0.0007

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供